

広報かるまい お知らせ版 373号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

コロナ

支援を継続します 第2弾 軽米町事業者等緊急対策支援金

町は、新型コロナウイルスの拡大により経済的な影響を受けている法人・個人の事業者の事業継続を支援するため、2回目となる支援金を給付します。

■対象者

- ・町内に事業所のある中小法人事業者
- ・町内に住所のある個人事業者や農林畜産業者

※3～5月分の支援金を受給した方も、要件に該当する場合は対象となります。

■支援額 1事業者あたり10万円

※期間内に1事業者1申請まで。

※複数の店舗や業種を営んでいる場合、重複給付はできません。

■交付要件

- ①令和2年6月～令和3年2月までのいずれか1ヶ月の売上額が、前年同月比で20%以上減少していること。
- ②令和2年6月～令和3年2月までの間で①の該当月を含む連続する3カ月の売上合計額（B）が、前年同期間の売上合計額（A）から10万円以上減少していること。
- ③令和元年以前から事業収入があり、引き続き事業を継続する意思があること。

※3～5月分を受給していない方は、4・5月分を期間要件に含めることができます。

■受付期限 令和3年3月15日(月)まで

■申請書類

- ①軽米町事業者等緊急対策支援金交付申請書（請求書）
※産業振興課、町商工会、ホームページなどにあります。
- ②2019年確定申告書の写し
（法人）法人町民税確定申告書
（個人）所得税確定申告書または住民税申告書など
- ③Aの売上額が分かる帳簿
※決算書、収支内訳書、事業概況説明書、売上台帳など
- ④Bの売上額が分かる帳簿
※売上台帳または販売証明書等の写し
- ⑤振込先口座の通帳の写し ※表紙と見開き2ページ
- ⑥申請者の身分証明書の写し
※写真付きの場合は1つ、写真なしの場合は2つ

■提出先・問い合わせ

中小企業事業者→産業振興課 商工観光担当 ☎46-4746
農業経営関係者→産業振興課 農林振興担当 ☎46-4740

【第1弾(3～5月分)の支援金受付は、令和2年8月28日(金)までです】

コロナ

プレミアム付商品券販売中

■販売所 町商工会 9:00～17:00（平日のみ）

■販売価格 1冊10,000円（地元専用券9枚+全店券3枚=12,000円分）

■有効期限 令和2年12月23日(水)まで

※購入は一人5冊（50,000円）まで。買い占め防止のため、購入時に氏名、住所を記入していただきます。既に限度額まで購入している人は購入できません。

■問い合わせ 軽米ショッピングカード会事務局
（軽米町商工会内） ☎46-2711

コロナ

食フェスタを中止します

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「食フェスタinかるまい2020」を中止します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

■問い合わせ

産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

コロナ

雇用調整助成金の申請費用を助成

町は、国などに対して申請する「雇用調整助成金」などの申請費用を助成します。

■対象者

「雇用調整助成金」「持続化給付金」「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」などを申請した町内に事業所を置く事業主

※町内に住所を有し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請した方も含まれます。

■補助対象費用

申請の際に要した社会保険労務士・税理士等への事務手数料（相談、申請書作成指導料など）

■補助額

上限15万円（上限に達するまで何度でも申請可能）

■申請期間 令和3年2月15日(月)まで

■申請書類

①軽米町雇用調整助成金等申請費補助金交付申請書
兼実績報告書

②支給申請書の写し（受領印が押印済みのもの）

※オンライン申請の場合は、受付通知書を印刷したもの

③社会保険労務士等に支払った代行報酬に係る請求書と領収書その他の支出を証する書類の写し

※申請書類は町民生活課窓口にお求めください。

■問い合わせ・提出先

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

コロナ

中小企業者の家賃を補助

■対象者

町内に事業所があり、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業などを営み、次のいずれかに該当する中小企業者

- ・売上が前年同月比で50%以上減少
- ・休業し、売上が前年同月比で50%以上減少することが見込まれる
- ・令和2年2月～9月のいずれかの連続する三月の売上合計が前年同期比で30%以上減少

■対象期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日

■補助内容 家賃の2分の1（消費税、光熱水費等は除く）

※一月当たり10万円まで 最大30万円

※4月～9月の連続する3カ月以内分

■申請書類（様式は町ホームページでダウンロードできます）

- ・軽米町地域企業経営継続支援事業補助金交付申請書
- ・家賃が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書の写し）
- ・売上の減少がわかる書類（売上台帳の写し）
- ・申請日時点で軽米町内で事業を行っていたことが分かる書類（登記事項証明書、所得税確定申告書第一表の写し）
- ・休業したことを証明する書類（申請月に休業した場合）
- ・振込先口座の通帳の写し

■申請期限 11月2日(月)

■申請先・問い合わせ

産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

老人福祉センター 入浴サービスが長期休止に

軽米町老人福祉センターでの入浴サービス利用は、受水槽の交換工事のため長期間休止となります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

■入浴サービス利用の休止期間

9月14日(月)～10月5日(月)

■問い合わせ

町社会福祉協議会 ☎46-2881

寿大学第3回講座のお知らせ

■日時 9月9日(水) 10:00～12:00

■会場 農村環境改善センター（役場となり）

■テーマ 観音林の歴史

講師 晴山稻荷神社 宮司 古舘久功 氏

※来場の際はマスクの着用をお願いします。

■問い合わせ

教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

広報かるまい お知らせ版 373号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

令和2年度 町民講座一覧

1回だけの参加も可能。参加希望の人は、事前の申し込みをお願いします。

■問い合わせ・申込先 教育委員会・生涯学習担当 ☎46-4744 FAX46-3050

講座・教室名(講師名)	主な内容	開催日	会場・時間	費用・用意するもの
ヨガ教室 (めりこヨガ教室 柴田恵理子さん)	初心者を対象とした教室です。ゆったりと体を動かします。ヨガで心と身体をリフレッシュしませんか。お気軽にご参加ください。	①9月8日(火) ②9月12日(土) ③9月17日(木) ④9月19日(土) ⑤9月29日(火)	①③⑤→18:30～20:00 ②④→13:30～15:00 中央公民館ホール	参加費無料 タオル・飲み物・動きやすい服装
俳句教室 (俳句クラブ「北光吟社」)	俳句クラブ「北光吟社」の俳句教室に参加しませんか。北光吟社では毎月の広報かるまいに投句するなどの活動を行っています。 (各回定員20人)	①9月26日(土) ②10月24日(土) ③11月21日(土) ④12月19日(土) ⑤1月23日(土)	9:30～12:30 中央公民館研修室	参加費無料 筆記用具
大正琴教室 (大正琴クラブ)	日本独自の楽器「大正琴」に触れて、簡単な曲から弾けるようになってみませんか。	①9月10日(木) ②9月17日(木) ③9月24日(木) ④10月1日(木) ⑤10月8日(木)	9:00～13:00 中央公民館研修室	参加費無料
絵画教室 (絵画クラブ「遊画会」)	主に水彩画を学習します。デッサンから水彩まで一年を通じて作品作りに取り組みます。	①9月8日(火) ②10月13日(火) ③11月10日(火) ④12月8日(火) ⑤1月12日(火)	9:00～15:00 中央公民館研修室	参加費＝無料 水彩道具

※新型コロナウイルス感染状況によって、日程を変更する場合があります。

「栄養の日」と 「よさって笑って体操教室体験」

食事に関するさまざまなお悩みにお答えする栄養相談会です。また、毎週火曜日に行っている「よさって笑って体操教室」の心地よい体操、脳トレを体験してみてください。

ピンクののぼり旗が目印！ご都合のよい時間にご参加ください。

■日時 9月1日(火) 10:00～11:30

■会場 町防災センター(向川原)

■内容

○栄養相談会 10:00～11:30 (担当：岩手県栄養士会)
時間中、いつでもご自由にいらしてください

○よさって笑って体操教室体験

1回目 10:00～10:45 2回目 10:45～11:30

■問い合わせ 健康福祉課・健康づくり担当

(健康ふれあいセンター内) ☎46-4111

急募 保育補助員 (会計年度任用職員) を募集

■必要資格 特になし（普通自動車運転免許があれば尚可）

■仕事内容 保育園で保育補助業務

■勤務場所 小軽米保育園

■勤務条件

勤務日 月曜日～土曜日（うち週5日程度）

休日 日曜日、祝日（週休2日制）

※毎月のシフトにより異なる場合があります。

■給料

①勤務時間が7:30～18:30のうち7時間30分の場合

月額 142,645円～147,000円

※その他、各種手当が支給されます。

■雇用期間

雇用の日から令和3年3月31日まで

※勤務実績等により、更新となる場合があります。

■応募方法

下記いずれかの方法でご応募ください。

①ハローワークから紹介状の交付を受け、履歴書、紹介状、資格証の写しを健康福祉課へ提出。

②履歴書、資格証の写しを健康福祉課へ直接提出。

■問い合わせ 健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

ビン・カン・ペットボトル類の 資源ごみとしての出し方について

一般家庭から出されるビン・カン・ペットボトル類を資源ごみとして収集しています。

■注意事項

・ビン類を資源ごみとして出す場合は、必ず二戸広域指定の資源ごみ用のごみ袋か、カシオペアマーク入りの半透明（透明）のレジ袋を使用してください。

・ビン類は、「茶色ビン」「無色透明ビン」「その他の色のビン」と色ごとに分けて出して下さい。食用に使用したものに限りません。

・カン・ビン等の「プラスチック製のフタ」は「燃えるごみ」、「金属製のフタ」は「燃えないごみ」となります。資源ごみに混ぜないでください。

・カン類の「スプレー缶」「カセット式ボンベ」は必ず穴をあけて中身を抜いてから出して下さい。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

親元就農者に給付金

町の農業振興の中核となる担い手の確保、育成を図ることを目的として、満55歳未満の親元就農者に対して給付金を交付します。

■対象者

（すべて満たす必要があります）

- ・農業経営開始時の年齢が満55歳未満
- ・町内に住所がある
- ・親元就農計画の承認申請をする年度の前々年度4月2日以降に農業経営を開始している
- ・親（3親等以内の親族を含む）の経営を継承

■交付金額 1 経営体あたり年間72万円

※半期ごとに36万円を交付

■交付期間 最長2年間

※農業経営開始後2年度目分まで

■交付要件

（すべて満たす必要があります）

- ・親元就農計画を作成し、町に認められる
- ・農地の所有権（利用権）を交付対象者が所持
- ・年間75日以上かつ年間600時間以上農業に従事
- ・生産物や生産資材などを交付対象者の名義で出荷・取引を行っていて、交付対象者の名義の通帳・帳簿で管理する（見込みも可）
- ・交付対象者と農業経営を継承する親に町税の滞納がない
- ・農業次世代人材投資資金の交付を受けていない

■問い合わせ 産業振興課・農政企画担当 ☎46-4739

町立図書館 休館のお知らせ

蔵書点検に伴い、以下の期間、休館します。

■休館期間 9月15日(火)～9月17日(木)

※休館期間中は、玄関前の返却ポストをご利用ください。インターネットからの蔵書検索、予約は可能です。

■問い合わせ 町立図書館 ☎46-4333